

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	八幡排水機場（他２件）操作保守業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局淀川河川事務所長 西澤 洋行 大阪府枚方市新町２－２－１０
契 約 締 結 日	令和 ７ 年 ４ 月 １ 日
契約の相手方の 氏名及び住所	八幡市長 京都府八幡市八幡園内７５番地
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	13,051,643円
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	13,051,643円
随意契約による こととした理由	本業務は、淀川水系木津川の八幡排水機場、上津屋樋門及び淀川水系淀川の橋本樋門における施設の操作を実施するものである。 河川管理施設の施設操作については、河川法第９９条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができ、上記排水機場等はその操作を行う影響が八幡市の区域に限られるため、委託者 近畿地方整備局長と受託者 八幡市長で操作協定を締結している。 以上のことから、八幡市町が本業務を履行できる唯一の機関であるので当該機関と委託契約を締結するものである。 根拠法令： 会計法第２９条の３第４項及び予算決算及び会計令第１０２条の４第３号
備 考	